

2025年2月

協定校各位

島根大学グローバル化推進本部国際センター長
片岡 佳美

2025年10月入学の交換留学生の募集について（通知）

平素より、両学の交流の発展につきましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年10月から島根大学に留学する交換留学生を募集します。

別添の書類を参照いただき、申請者がありましたら、期限までに提出願います。

なお、申請書類は申請者の在籍大学の交換留学生の派遣を担当する部署を通してメールでお送りください。

1. 島根大学への入学手続き書類：【提出期限：2025年4月11日（金）】 * (1)以外はPDFで提出

(1) 個人調査票（Microsoft forms へ入力） <https://forms.office.com/r/vAkNmyvadC>

* forms へ入力できない場合はメールでお知らせください

(2) 外国人特別聴講学生願書（様式あり）

(3) 履修希望科目表（様式あり）

(4) 履歴書（様式あり）

(5) 学部長もしくは国際交流部局長から本学国際センター長（片岡 佳美）への推薦状

(6) 学業成績書（英語または日本語の翻訳を添付してください）

(7) 在籍証明書（英語または日本語の翻訳を添付してください）

(8) 留学計画書（様式あり。別添『留学計画書作成要領』を参照してください。）

(9) 日本語能力を証明する書類

（日本語能力検定試験を受けていない場合は、所属大学からの証明書が必要です。）

*** 日本語能力試験 N3 相当以上が望ましい。**

日本語能力試験 N5 相当の日本語能力が無い学生は受入れることができません。

* 大学院生で、自然科学研究科「留学生のための特別プログラム」への入学を希望する場合は英語能力を証明する書類を提出してください。

2. 入国手続き書類：【提出期限：2025年4月25日（金）】 * (1)以外はPDFで提出

(1) 在留資格認定証明書交付申請書 ; Excel で提出

* JPEG または JPG の証明写真データ（6ヶ月以内に撮影したもの）を申請書へ貼り付けてください。

(2) パスポートの写し（氏名とパスポートナンバーが記載されたページ）

(3) 経費支弁誓約書（様式あり）

(4) 銀行が発行する経費支弁者の財政証明書

（経費支弁者が日本円 1,500,000 円以上に相当する貯金があることを証明するもの）

(5) 経費支弁者の身分証明書のコピー

(6) 経費支弁者の在職証明書

* 書類はすべて、日本語か英語で作成されたもののみ受け付けます。それ以外の言語で作成されている場合には、翻訳をつけてください。

❖ 提出方法

・メールの件名は 「【大学名】2025年10月交換留学申込」としてください。

・PDFで提出する書類は、一つのデータにまとめてください。

・書類をスキャンしてメールでお送りください。原本の送付は不要です。

❖ 島根大学についての情報

島根大学 HP (英語) <http://www.shimane-u.ac.jp/en/>

Shimane University Prospectus (英語)

https://kokusai.shimane-u.ac.jp/english/study_abroad/prospectus.html

* 留学希望学部・学科を選ぶ際には、上記のホームページを参照ください。

❖ スケジュール (予定)

No.	内容	時期
1	申請書類提出締切日 (島根大学必着)	2025年4月11日
2	島根大学へ入国手続き関係書類の提出	2025年4月25日
3	島根大学での選考	2025年5月~6月
4	入学許可	2025年6月
5	島根大学が、入国管理局で在留資格認定申請	2025年6月下旬
6	島根大学から、申請者の在籍大学国際交流部局へ入学許可証、申請留認定資格証明書、宿舍案内の送付	2025年7月~8月
7	申請者ビザ取得	2025年8月~9月
8	渡日	2025年9月下旬

❖ その他

- (1) 島根大学での明確な留学目的を持った、心身ともに健康であり、留学期間中日本での生活に耐えうる学生を推薦してください。
- (2) 各セメスターの最大受入れ人数は、学生交流に関する協定書覚書に記載された人数となります。
- (3) 交換留学生として1年間留学するためには、生活費と渡航費を含め少なくとも1,500,000円(1学期のみの留学の場合、750,000円)の財政証明の提示が必要です。この証明は、入国管理局での手続きに必要となります。交換留学生を対象とした奨学金はありません。
推薦する学生には、アルバイトではなく勉強に熱心に取り組むように指導願います。交換留学生は、アルバイトをせずに生活できる充分なお金を用意する責任があります。
- (4) 交換留学生には、できる限り国際交流会館または学生寮の部屋を用意しますが、**場合によっては民間アパートに入居いただくことがあります。**
- (5) 島根大学の授業期間中に、島根大学以外の機関が主催するプログラム(授業、研修、旅行等を含む)に参加することは認めません。
- (6) 日本語能力が著しく不足していると学内外でトラブルが頻発する可能性があります。日本語能力について慎重に判断して推薦してください。

【本件に関する照会先】

〒690-8504 松江市西川津町460

島根大学企画部国際課留学生交流担当 山本 麻美

電話: +81-(0)852-32-7023 FAX: +81-(0)852-32-6481

E-mail: ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp